

平成28年度第2回向日市個人情報保護審議会 会議録要旨

- ・日 時：平成28年10月6日（木）午前10時から午前11時30分まで
- ・場 所：向日市役所 本館3階 大会議室
- ・出席者：（委 員）大田直史会長、植田進委員、
酒井美智子委員、吉松裕子委員、野田崇委員
（説明員）諮問事項1及び2
防災安全課 浦元課長、小島係長
環境政策課 大原課長
（事務局）市民参画課 酒井市民生活部長、川本市民生活部副部長兼課長、
田口主幹、松本係長
- ・傍聴者：1名
- ・議 事：
 - （1）諮問事項1（前回からの継続審議）
向日市防犯カメラ設置、管理及び運用に関する要領（案）に基づく個人情報の収集等について
 - （2）諮問事項2（公共施設への防犯カメラの新規設置案）
向日市防犯カメラ設置及び運用に関する要領に基づく個人情報の収集等について

議事 諮問事項1（前回からの継続審議）

向日市防犯カメラ設置、管理及び運用に関する要領（案）に基づく個人情報の収集等について

事務局

（審議事項の概要説明）

この案件については、本年7月7日に開催した平成28年度第1回向日市個人情報保護審議会で審議していただきましたが、防犯カメラ設置の考え方に整理が必要であるとの指摘がありました。その指摘の内容を実施機関で再検討し、要領及び資料を整理しました。

「市が設置し、又は管理する施設」と区別し、「公共の各所」であるJR及び阪急電鉄の駅前に防犯カメラを設置することについて、ご審議いただきます。

実施機関

（事業の概要説明）

前回、審議いただいた内容を踏まえ、駅前に設置する防犯カメラについて、新たに「向日市駅前防犯カメラの設置及び運用に関する要領（案）」を作成しました。

駅前の定義は、「鉄道駅改札口近辺の公共の用に供する場所で、不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所」として、各改札口

- 実施機関 向日市全域の犯罪件数の推移については警察が公表しています。ただし、駅前の犯罪件数等、特定する地域の犯罪件数についての資料はありません。
- 警察から提供していただく情報で、犯罪発生の傾向を把握しています。
- 会長 細かい言葉のことになりますが、要領(案)第1条の趣旨に「安心安全のまちづくりを実現させること」とありますが、誰かに「させる」のでしょうか。「する」で良いかと思いますが。
- 実施機関 「実現する」に訂正します。
- 委員 同じく第1条について、「鉄道駅前」とあります。これは、他の道路上であるとか、他の公共の場所に設置するときには、新たな要領を作成し、別の文言に入れ替える仕組みを検討しているのでしょうか。「公共の各所」に設置するときの一般的な要領ではなく、駅前に限定するものですね。
- 実施機関 その通りです。
- 前回の審議会の中で、「公共の各所」については、目的に合わせて要領を作成することをご意見いただきました。今回は防犯カメラ設置を検討する場所が駅前のみであったので、駅前に限定した要領を作成しました。
- 委員 前回の審議会では「市が設置し、又は管理する施設」と「公共の各所」への防犯カメラの設置は目的が違うということ話しました。駅前に限定したものにすると、他の公共の場所へ設置する場合の一般的な条件は示されないですね。
- あと、要領(案)にある向日市防犯カメラ画像提供記録書ですが、保存期間はどれほどですか。
- 実施機関 文書の保存年限としては、5年以上を検討しています。
- 画像の保存につきましては14日間ですが、それを誰に提供したかという書類ですので、5年以上が妥当かと思います。
- 委員 要領(案)第5条第4項にある画像の複製や加工について、原則禁止とした上で、「市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない」とあります。複製できる場合がありますが、複製したものについて、その後の消去等の定めがないように思います。

実施機関	<p>基本的には、複製や加工を行う場合はないと思います。</p> <p>複製及び加工をしないと、どうしても手続きが難しい場合があるので、それを想定して作成しています。その場合、「市長が特に必要と認めた場合」にあたるか、決裁をとることで確認を行う運用を考えています。</p>
委員	<p>画像の外部提供を行う際に、この複製を行いますか。</p>
実施機関	<p>捜査機関に画像を提供する場合は、捜査令状をもって差し押さえられ、基本的には原本をそのままお渡しするという形になると思います。</p>
委員	<p>要領(案)第5条第4項に書かれていることは、同条第5項にある記録媒体の廃棄を行ったときに、複製した画像が残ってしまう場合もあるように思います。</p>
実施機関	<p>複製された画像も、原本と同じ記録媒体となるので、同時に廃棄します。</p>
委員	<p>画像を複製して、第三者に提供すると、その後のコントロールはきかないのではないのでしょうか。</p>
実施機関	<p>先ほど例に出した捜査機関の差し押さえの場合、必ず返却されることを警察にも確認しています。</p>
委員	<p>要領(案)第5条第3項では一定期間を経過すると上書きして消去するとありますが、同条4項で複製は消去されず残すことができることになるんですね。</p>
会長	<p>複製された画像の保存期間をどうするか、原本の保存期間をそのまま複製された保存期間と考えると、原本が消去される時に複製も消去することになります。「市が設置し、又は管理する施設」に関する要領についても、書かれ方は同じですね。</p>
実施機関	<p>複製された画像についても、原本の保存期間と同じ保存期間が適用されると考えますが、要領(案)第5条第2項で「ただし、犯罪捜査その他法令の基づく手続きにより照会等を受けた場合は、この限りではない。」とあるのに関連して、一定の保存期間が必要になる場合があると考えます。</p>

会長	要領(案)第5条第2項は、複製された画像に関する話ではありませんがどうでしょうか。
実施機関	画像は記録媒体に保存され、一定期間が過ぎると自動的に上書きされて消えますので、捜査機関に渡すためには複製をお渡しするような状況になる可能性があります。
委員	新しい記録媒体と入れ替えすれば、複製する必要はありませんね。捜査機関から一定期間の画像の提供依頼があり、その場合に記録媒体を引き抜いて、別の機器や記録媒体にコピーすれば複製だけでも、元の記録媒体をそのまま提供すれば複製はありませんね。原本がそのまま保管されていますから。複雑ですね。
委員	市長が認める場合には、加工することもできるとあります。
実施機関	捜査機関が画像の一部を提供するように依頼してきたときに、例えば、14日間のうち3日間の画像を切り出すことも想定できます。
委員	個人情報保護条例第25条に基づき、消去の請求があった場合はどうでしょうか。 条例第8条第2項に「思想、信条、信教その他の心身に関する個人情報」の収集禁止について書かれています。政党のビラを配るところが映っていれば「思想・信条」に関する情報となり、宗教の勧誘を行っているところが映っていれば「信教」に関する情報を収集していることとなります。防犯カメラを置くと、必然的に撮影範囲全ての情報を収集するので、収集禁止情報を収集してしまう可能性は大きいです。そうすると、映った画像の消去に関する請求が考えられます。
実施機関	その場合は請求者と十分な話し合いを行い、必要な部分の消去を行います。
委員	先ほど必要な日数だけを切り取って画像を提供する場合はあると説明がありました。 別の説明では、捜査機関が差し押さえるときは、加工するようなことがないというでしたが、市長の特別な許可を得ようと考えているのですか。この但し書きの意味が分かり難いですが、必要でしょうか。
実施機関	繰り返しのなってしまうかもしれませんが、どのような複製や加工があるのか、全てのケースを網羅することが難しいと考えます。明確に誰もが納得できるような理由があり、且つ、特に必要があると認められる場合に

においては、複製や加工ができる表現にしておかないと、有事の際に対応ができなくなると考えます。

委員 具体的な事例がないということですね。

実施機関 先ほど、捜査令状による差し押さえによって一定期間分を加工して提供すると説明しましたが、市として、どのような方法で提供するか判断が必要と思われれます。

委員 差し押さえだと、市の判断は必要ないのでは。

実施機関 いつから、いつまでの画像を提供となったときに、画像全てを提供する場合もあり、一定期間だけ提供する場合もあるかと思えます。

委員 任意に提供するということですか。

実施機関 市として決定する訳ではなく、一定期間と言われているから加工するということです。

委員 裁判所の命令があれば、市がどうしたいというものはないですが、その時々状況によるという意味ですね。

会長 今回の要領(案)につきましては、一般的な防犯目的ではなくて、駅前での防犯に限定されていますから、別の場所で設置が必要になったときには、新たに要領を作って対応するという運用となります。
他に意見がないようですので、このあたりで、論議は終了します。

議事 諮問事項2（公共施設への防犯カメラの新規設置案）

向日市防犯カメラ設置及び運用に関する要領に基づく個人情報の収集等について

事務局

（審議事項の概要説明）

防犯カメラ設置に関する新規案件といたしまして、「市が設置し、又は管理する施設」への防犯カメラの設置についてご審議いただきます。

実施機関

（事業の概要説明）

上植野浄水場への防犯カメラの設置について説明します。

まず、設置の目的は、上植野浄水場前の資源物分別収集ステーションへの不法投棄防止です。

設置場所は、上植野浄水場内にある照明灯の支柱の予定です。

撮影範囲につきましては、設置場所から資源物分別収集ステーションに向けて、ごみを排出するために停まった車が映る程度の範囲とし、個人宅は映りません。

撮影していることを明示するため、防犯カメラ作動中の表示についても、要領のとおり行います。

データの保存は、防犯カメラを設置している照明灯の支柱の下に鍵付きのボックスを取り付け、ボックス内の記録媒体に保存します。なお、映像の確認が必要となる場合は、ボックスの鍵を開け、記録媒体を取り出し、市役所の事務室に持ち帰り閲覧します。また、閲覧するには、環境政策課長が管理するパスワードを必要とし、権限のない者が閲覧することができない仕組みです。

画像の利用は、主に不法投棄の防止対策とし、要領に基づいて取り扱います。

データの保存期間は14日間とします。それを過ぎると、自動的に上書きにより消去する仕組みです。

会長

ただいまの説明に対して、質問等ありますか。

委員

上植野浄水場の管理ではなく、資源物分別収集ステーションの管理の為ですね。

実施機関

資源物分別収集ステーションは月2回、資源ごみを収集する場所です。空きカン・空きビン・ペットボトルやその他不燃ゴミを捨てていただくのですが、資源物に類しない粗大ゴミ等の不法投棄が発生しています。職員が監視をする等の対策を行ってきましたが、不法投棄がなくなる様子もなく、抑止効果を期待して防犯カメラの設置を検討しております。

委員 どのようなルールで大型ゴミや資源ゴミを出すようになっているのでしょうか。

実施機関 50センチ以上の大きさの不燃ごみは有料の粗大ゴミの扱いとなり、回収の対象となりません。市民に広報啓発していますが、資源物分別収集ステーションに置かれてしまっています。

粗大ごみは、事前に申し込みが必要で、タンスならば千円等の処理手数料券を購入していただくところ、無視して捨ててしまう人が存在しています。

委員 上植野浄水場前は、集合住宅が近くになく、ごみを捨てやすい状況であると思います。防犯カメラを設置することで、少しでも効果があれば良いです。誰かが常駐して監視することは難しいと思います。不法投棄する人は車で積んできて、捨てて直ぐに立ち去る訳です。

防犯カメラ設置でどれほど効果があるか、設置後の状況把握も必要と思います。

会長 不法投棄されるのは、この場所だけですか。

実施機関 この場所が特に発生しています。

トラック3台分のごみが一度に不法投棄されてしまうようなこともあり、至急に対応策を考えないといけない状況です。

委員 資源物分別収集ステーションは「市が設置し、管理する施設」ということでよろしいですか。

実施機関 環境政策課が設置し、管理を行っている施設です。

委員 この場所が田んぼに囲まれていて、周囲に人の目がないこともあり、粗大ごみを捨てやすい場所となっているので、資源物分別収集ステーションの場所を変えることも解決の方法かもしれません。

会長 このあたりで、論議は終了したいと思います。

ただ今のご意見や議論を踏まえまして、「答申書案」を作成し、みなさまに事務局から送らせていただき、ご了解ののち、正式な「答申書」といたします。